

新旧対照表

○神奈川県私立学校審議会の委員の定数

新	旧
私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第9条</u>の規定に基づき、神奈川県私立学校審議会の委員の定数を次のように定め、平成18年7月1日から施行する。 （以下略）	私立学校法（昭和24年法律第270号）<u>第10条</u>の規定に基づき、神奈川県私立学校審議会の委員の定数を次のように定め、平成18年7月1日から施行する。 （以下略）